

# 第1回教育委員会

開会日時 令和4年 1月 13日(木) 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時40分  
開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

## 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	家 田 彩 子	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指 導 室 長	氣 田 眞由美	教育支援センター所長	阿 部 雄 司
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	久 保 田 智 恵 子
施設整備担当副参事	千 葉 享 二	中央図書館長	大 橋 薫

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

青木委員と長沼委員はオンラインでの出席となります。

それでは、ただいまから令和4年第1回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育総務課長、星野学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、久保田学校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、阿部教育支援センター所長、大橋中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴申し出がなされており、会議規則30条により許可しましたので、お知らせいたします。

初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。

報告(2)「いたばし学び支援プラン2025(原案)について」、

報告(3)「板橋区立学校における働き方改革推進プラン(原案)について」、

報告(4)「小中一貫型学校(施設一体型)の施設整備方針～小学校と中学校を”つなぐ”～(原案)について」、

報告(5)「板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会の開催報告」、

報告(6)「榛名林間学園のあり方について(最終報告)」、

報告(7)「教育科学館の今後のあり方の検討について」、

報告(9)「スマートスクールプロジェクトの更新について」は、2月の文教児童委員会で報告予定の案件であるため、非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。

#### ○報告事項

##### 1. 人事情報(都費職員・令和3年12月)

(指-1・指導室)

(区費職員・令和3年12月)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて区費職員について教育総務課長から報告願います。

指導室長 よろしくお願いたします。それでは、資料の方は「指-1」でございます。  
正規職員について、12月末の教職員数は、括弧にございます128名を含め  
まして、総勢1,251人でございます。  
先月と比較して2名減じております。こちらについては、11月末と12月末  
をもって退職したという状況です。  
休職者が、全体としまして128名で、先月と比較して5名の増となっております。  
こちらにつきましては、育児休業に入った者が5名ということになってお  
ります。  
以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員についてご説明いたします。  
資料「総-1」になります。資料をご覧ください。  
1ページ目の1、一般職員・再任用職員・行政支援員でございます。  
用務職員のところ、再任用フルタイム1名減となっております。  
その下、欄外の(2)のところに記載がございます。  
1名退職ということで、減となっております。  
学校は上板橋第四小学校です。ご家族の介護という事情で、年度末に退職を予  
定されておりましたが、早まりまして12月15日付で退職をされております。  
なお、上板橋第四小学校につきましては、用務員の定数は2.8ということで、  
再任用短時間の職員1名、0.8人配置しておりますので、1名退職により1.  
8名という体制になりますが、今年度はそれでしのげるということですので、来  
年度につきましては、またリセットしまして、その分を加味して配置計画を立て  
ております。  
続きまして、2ページ目の会計年度任用職員でございます。  
上から3段目のスクール・サポート・スタッフ、こちらにつきまして1名増と  
なっております。  
実は、1名は病気休職により欠けておまして、その代替要員として1名採用  
しておまして、定数上は1名増となっております。  
なお、病気休職者につきましては、2月1日復帰予定でして、代替要員につ  
きましては、任期が1月31日までということで任用しております。  
その下の学力向上専門員でございます。増減はございませんが、12月中に1  
名退職されまして、1名採用ということでプラスマイナスゼロということになり  
ます。  
その3段下の学校生活支援員ですが、12月中に3名採用しておまして、3  
の増となっております。  
3の特別職非常勤職員につきましては、増減等ございません。  
説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 板橋区史跡公園（仮称）整備事前展示事業について

（生－3・生涯学習課）

教 育 長     それでは、報告8に移ります。「板橋区史跡公園（仮称）整備事前展示事業について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長     よろしくお願います。資料「生－3」をご覧ください。

史跡公園の整備の方は当初の予定より遅延してしまいましたが、今年度から新たに史跡に関連する分野を取り上げた事前展示事業を実施いたしますので、そちらについてのご報告となります。

事業名称は、板橋区史跡公園（仮称）整備準備展覧会シリーズ「工都」となります。

この目的ですが、平成29年度に国史跡に指定された「陸軍板橋火薬製造所跡」と歴史的に深いつながりを持つ区内産業との関係性、区内産業の歴史的な発展ですとか、区内企業が持つ先端技術についてご紹介をいたしまして、史跡公園整備に向けた色々な機運の醸成を図るものとなっています。

また、民間の企業様につきましては、こちらの展示にも多大なご協力をいただいている事業になります。

事業の概要としましては、平成26年度から行っております史跡公園整備事業と調査研究の成果を、こちらのところで、今回は中央図書館のホールを使って展示をさせていただくものになります。

また、今回、令和3年度から、毎年、今年は光学、光の方に焦点を当てて展示を行います。来年度は印刷、それ以降は宇宙線などの科学研究など、毎年、オープンまで、色々な形で区民の方には周知等を図っていく予定になっております。

4になります。今回、今年度開催させていただく内容についてですが、まずは、先ほど申し上げたように、光、「光学レンズを通してみると」ということで展示の方を行っていきます。

この内容としては、今、現在、過去、未来というような時系列に、内容を、展示を追っていくような形を取らせていただきまして、昨年度、ドローンで史跡公園周辺の13億の点群データを撮らせていただきましたので、そちらのデータを見させていただき、そちらのデータから画像を起こしています。あとは、最新のものとしては、その点群データを用いて模型を作っている部分もございますので、そのようなものを展示するようになっていきます。

別紙、チラシの方をご覧くださいまして、1枚目のチラシがイベント全体のチラシになっておりますが、それ以降、ワークショップを2つ行います。お子様にも参加していただけるようなワークショップを行いまして、1つは専門の委員のメンバーである榎田委員にご協力いただくイベント、もう1つが今回の展示全般

的にご協力いただくトプコンさんの測定の機械を体験できるイベント、この大きな2つと、あとは文化財系の学芸員によるイベント等を行わせていただきます。

最後ですが、広報いたばしの方にも、今週の土曜日ですが、取り上げていただく予定になっておりますので、以上、ご報告をさせていただきます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

私の方から、1点。「工都」という言葉、これは、多分、工業都市という言葉だと思っておりますが、なかなか今まで出てこなかった言葉かと思えます。これは重要なキーワードだなと思っております、今、小中一貫教育の中のiカリキュラムで郷土愛を育むというところのカリキュラムを作成中ですが、この「工都」という言葉、これの持つ意味が、過去から、明治から始まって、現在に至って、さらに未来にいくというところで、トプコンを初め、ここにも書いてあるBIMという手法というか、そのようなものを含めて、何か非常に重要な言葉ではないかなというふうに私は感じているところです。

ぜひ、今、教育支援センターの方で郷土愛のカリキュラムが進行していますが、引き続き生涯学習課とうまく連携しながらカリキュラム作りを進めていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

10. 日本女子大学協働事業（講義）の実施について

(図-1・中央図書館)

教 育 長 それでは、報告10「日本女子大学協働事業（講義）の実施について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 ご報告いたします。資料は「図-1」をご覧ください。

日本女子大学と板橋区教育委員会とは既に協定を結んでおりまして、事業の連携を図っているというものがございます。

今回、これに基づきまして、同校の家政学部から依頼がありまして、新設科目であります「社会連携を学ぶ」というもののゲストスピーカーとして講義を行いましたので、そのご報告をいたします。

2番をご覧ください。

日時は、昨年の12月18日（土）になります。2限目の時間帯になるのでしょうか、10時50分からの100分間で行いました。

場所は、3のおりとなっております。

参加28名、ほぼ全員出席でございます。

講義内容といたしましては、5番をご覧ください。

「絵本の世界の発信～幅広い図書館の活動をめざして～」という、連携事業、

協働事業の事例を中心に示す内容を盛り込んでおります。

内容の2項目をご覧ください。

社会教育としての図書館ということで、どういう位置づけで連携をするのか、このようなお話は、9月の総合教育会議の中で説明したような趣旨を踏まえて講義を展開いたしました。

3番、地域と連携した図書館の取組ということで、事例研究。事例をご紹介しますのでよろしくお願いいたします。

紹介した図書館事例としましては、下の段でございます。

読書感想文コンクールであるとか、図書館を使った調べる学習コンクール、そのような様々な取組が図書館で、全館で展開することができるというお話をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。

絵本館の事例をご紹介しますながら、受講者の方の感想を、ほとんど20名近くの方からお答えをいただきましたのでご紹介したいと思います。

鍵括弧の3つ目。「(社会連携にあつては)自分自身が発信拠点となって推進を行う必要がある」と感じたというお話がありまして、社会連携等をすることの意義とかいう話をする中で感じ取ってもらえたのかなと思っております。

このさらに下のところに、「学びという視点をもてば、日常は学びに溢れ、社会は学び合いの場であるのかもしれないとも考えた」という感想などもいただきました。

また、不登校生徒の職場体験事業を紹介することもできまして、それについては、反応が多くありました。

「取組について」の6行下、「図書館を居場所の1つにしてもらおうといった社会的な課題に対する取組は大切だと思った」というのがあります。

また、こちらからも質問を2つ設定させていただきました。絵本の魅力についてというものと、3番のところで、これを今後、図書館の取組等でやるなら、参加したいと思いませんかという質問については、参加したいという答えも多くいただいております。

それを受けまして、最後のページ、7番をご覧ください。

日本女子大学とは、連携の方向性なのですが、9月末に家政学部の教授の方をお招きした「親子読み聞かせ講座」の共同開催なども既に実施しております。このようなところも踏まえて、今回の講義のような形で、こちらから出向いていくなど、相互の事業紹介だとか、課題共有を図りながら事業連携を深めていきたいと思っております。

報告は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

身内同士で言うのもおかしいと思うのですが、ぜひ、我々も聞いてみたいなどという思いとともに、せつかくこのような絵本のまち板橋というブランド戦略があるので、区民の皆様にも、中央図書館長自ら、このような話をする機会をぜひ作

っていただくよう、事務局内で工夫していただければなというふうに思います。  
よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

中央図書館長 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1 1. 「図書館で防災知識を身につけよう」の実施について

(図-2・中央図書館)

教 育 長 それでは、続いて、報告11「「図書館で防災知識を身につけよう」の実施について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 続けてご説明をいたします。資料「図-2」をご覧ください。

こちらは、個別の事業のご報告でございます。

内容は、1番の趣旨に記載がございます。

子育て世代に防災情報などについて関心を持ってもらうための事業といたしまして、対象の事業を企画したものです。

図書館は、おかげさまで来客も多くございますので、そのような不特定多数の方を取り込んでいくという形で、来館者が家庭でもできる災害への備えというのを発信するものです。

特徴としましては、2の概要にございます全庁的な取組と連動するものでございます。

具体的には、区内一斉シェイクアウト訓練を図書館の施設で行われたのですが、こちらは危機管理部の地域防災支援課が一斉に行う事業でございまして、3月11日、東日本大震災に合わせた活動の一環でございます。これに中央図書館の方で参画して多くの方に体感していただくというものです。

この関連イベントとしまして、図書館前の広場で、防災に関する絵本が結構多くて、東日本の後に書かれたもの多くて、そのようなものをお話しされる中で示していくといったものを13日の日曜日午前中を使って開催する予定です。

また、身近なもので防災グッズを作ろうという。これは、こちらも地域防災支援課の方でこのようなプログラムがございまして、この時期に合わせて開催するという予定でございます。

2月から周知を始めまして、広報いたばしでも周知を図る予定です。募集についても準備を進めているところです。

感染症の対策等、色々な動きがあると思いますが、十分留意しながら進めたいと考えております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項等がありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、報告2～7及び9については非公開として聴取いたします。

なお、これらの議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございます。

(傍聴人 退席)

○報告事項

2. いたばし学び支援プラン2025（原案）について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「いたばし学び支援プラン2025（原案）について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 資料「総-2」になります。

いたばし学び支援プラン2025（原案）でございます。

素案の段階から様々な意見をいただきまして、原案をまとめました。

1のパブリックコメントでございます。

実施結果ですが、12月2日から21日まで募集いたしました。

(2)のところに記載してありますが、14名の方からご意見をいただきまして、内訳として、81件のご意見をいただきました。

2のところは、別紙1の方で、表形式でパブリックコメントとそれに対する区の考え方ということでまとめております。

それから、素案からの主な修正点は、別紙2、こちらも表形式で整理しております。

また、別紙3がプラン、原案の概要版でございます。

さらに、別紙4が原案の本編になっております。

5、今後のスケジュールでございます。

本日の教育委員会でのご意見等を踏まえまして、必要な修正を加えた上で、教



育委員会としての原案を完成させます。その原案を1月25日の庁議報告を経て、2月17日の区議会文教児童委員会へ報告をいたします。

その過程で必要な修正が入る可能性もございますが、最終的な完成版について3月中に公開をする、そのような日程になっております。

説明につきましては、素案からの主な修正点について確認をしていきたいと思っております。

資料は別紙4ですね。左のページですね。33/155ページになります。

そちらにお進みください。

いたばし学び支援プラン2025（原案）の表紙がございまして、さらに進んでいただきまして、下の方に資料本編のページナンバーがございまして、資料番号ですと、20ページ目になります。

第2章、計画の背景のところの2番の社会の動向の部分でございまして、中ほど、気候変動の影響のところ、ここを追加しております。

次に、資料ページで25ページ目にお進みください。

(3)板橋区の現状のところですが、①の板橋区の人口の推移。

実は、ここはまだ修正がなされておりましたが、令和2年度のところ、2020年度のところのグラフにつきましては、国勢調査の数値が確定しておりませんでしたので、この部分だけ住民基本台帳の数値を載せておりましたが、国勢調査の確定値が出ましたので、そのような形で数値を変える予定でございまして。

続きまして、31ページ目です。

31ページ目の下段の方に、⑭児童・生徒体力・運動能力調査の結果を追加しております。

この部分から32ページ、33ページにかけて、33ページは中学校の方です、追加をしております。

続きまして、39ページにお進みください。

第3章、計画における取組になります。

1の課題の整理のところ、一番下のところ、板橋区コミュニティ・スクール、この項目については、社会教育の方に入っておりましたが、学校教育の方に移しております。

その次のページですね、40ページ目ですね。

②社会教育、③家庭教育となっております。ここは家庭教育が②で、社会教育が③になっていましたが、その順番を逆転させております。

また、③の家庭教育の記述につきまして、従来は不登校児童生徒を対象に家庭教育支援チームについての記述に特化されておりました。まだ十分に認知されていないという課題でございましたが、このところは、家庭教育全般についての課題ということで、記載のとおりに変更しております。

家庭教育は全ての教育の出発点ということ。それから家庭教育が困難な現状にあること。この状況を踏まえて、相談窓口の提供や、地域の方とつながるきっかけを作るなどの支援が必要だという課題に整理しております。

続きまして、45ページ目になります。

これは、課題の次の、めざすべき方向性の部分で、（４）板橋区の家庭教育の状況です。

第２段落のところ、記述を差し替えております。

従前は生活習慣チェックシート、それから保護者を対象とした講座についての記述だけでしたが、こちらについても、総合的な取組ということで、教育支援センターでの教育総合相談を充実、また、家庭教育支援チームの全区展開、そして家庭教育に関する身近なトピックを扱う講座、それから生活習慣を定着させるのに活用できるチェックシートなどを提供ということで、そのような内容に記述を改めております。

続きまして、８５ページまでお進みください。

個別事業の部分に入っておりますが、８５ページの下段の方ですね、No. 34、学校施設のバリアフリー化でございます。これは、そっくり追加をしております。

予算措置について見通しが立ちましたので、素案では空白になっておりましたが、空白というか、記載しておりませんでした、ここは追加をしております。

同様に、次の８６ページ目のNo. 35、学校施設の照明LED化、こちらについても追加をしております。

さらに、９５ページ。No. 45、板橋区立図書館における電子図書館の推進、こちらも同様の理由で追加をしております。

それから、その次が９７ページ目になります。

こちらについても、この原案ではまだ修正が反映できておりませんが、この内容についても、特にNo. 48の家庭教育支援チームの拡充ということで、ここは重点施策9のところ、家庭教育力向上の支援の項目なのですが、家庭教育支援チーム、主として不登校対策を目的とするもので、この部分に特化しているということで、パブリックコメントでもご意見をいただいております。

それと、先ほど見たように様々な施策がありますので、総合的な取組を記述するという方向で修正をしているということになります。

最後に、１００ページ目になります。

１００ページ、空白のページの次のページから資料編です。これまで、解説のページを本編のところどころに、随所に記載をしておりましたが、開設のページについては資料編ということでまとめて最後にもってきております。

以上が主な変更点でございます。

この原案につきまして、事前にお送りさせていただきましたが、本日、教育委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長      ありがとうございます。

それでは、質疑、意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。  
では、高野委員、お願いします。

高野委員 私も、前回いただいたところで、家庭教育について書き方が足りないような気がして意見を出したのですが、そこからさらにつけ加えていただいて、家庭教育について随分手直ししていただけたので、よかったなと思っています。

家庭での教育というのは、それぞれ皆さん事情が違うことがあったりして難しいと思うのですが、その点をよく配慮してしっかりと書き上げていただいて大変よかったと思います。

教育長 ありがとうございます。

教育総務課長 反映されていない部分が2カ所ございましたが、これは、でき次第、お送りさせていただきますので、庁議に報告するのは反映させた最終版ということになります。

教育長 ありがとうございます。  
そのほか、いかがでしょうか。  
松澤委員、どうぞ。

松澤委員 一般の方が分かりづらいワードが結構出てくるので、その説明が最後に資料として載っていて、細かく書かれている点が非常に良いと思いました。

あと、家庭教育のところも、私も懸念していたところなのですが、区民の意見の中でも、家庭教育について意見は色々あるかと思いますが、板橋区としての方針ということですので、このようなものをめざしていきたいということ、ここで打ち出すことは必要ですし、学校教育と社会教育だけでは全部解決できない問題というのは多々あります。子どもたちにとって、学校だけではなく家庭の中も、本当に大事な教育の場でありますので、ご協力いただくことによって非常にいいものになるのではないかなと私は思っています。今回だけではなく、今後とも家庭教育については、もう少し色々なことを、ご意見をいただきながら考えていって、いいものができればと思います。

教育長 ありがとうございます。  
そのほか、いかがでしょうか。  
どうぞ、長沼委員。

長沼委員 ありがとうございます。これは、以前見たときも、大変よくできていて、分かりやすい内容になっていると申し上げたのですが、1点、今になって気づいたのですが概要版を見ていただけますか。

大変きれいな見やすい概要版がございますが、とてもかわいいイラストも含めて描かれているのですが、以前に教科書の採択をしたときに、教科書会社さんは最近の社会状況を踏まえて、ジェンダーのことなどもかなり考えながらイラスト

を描いていたというのを思い出しました。例えば男の子はブルーで女の子はピンクの服ではないようなものを描いていて、ひょっとするとそういうことなのかなということを教科書採択のときに気づいたものですから、そのような視点も必要かと思います。中学生の制服も描かれていますが、このあたり、気になりました。この段階になってすみません。

それから、これもさっき家庭教育のページを見ていて気づいたのですが、この家庭のマーク、確かにこういう構図で手をつないでいることはファミリーとして、良いことだなとも思うのですが、ひとり親家庭はどうなのかなという視点で見たときに、このマークに違和感を覚える方がいるといけないのかなという。先ほどの色も含めて、気になる方、あるいは残念に思う方がいるかもしれないと思ひまして、一応、申し上げておきたいと思ひます。

以上です。

教 育 長     ありがとうございます。貴重なご意見だと思います。こちらの方でまた考えさせていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。

青木委員、どうぞ。

青 木 委 員     パブリックコメントを読ませていただいた中に、まさに長沼委員が指摘されたことがあって、このプランというのは、できれば全ての人に配慮したものという見方で整理されているというのが理想ではあります。その絵ですとか、色使いですとか、そのようなところに、今まさに言われているSDGsを含めて、ジェンダーの問題ですとか、それから障がいのある方ですとか、家庭の事情への配慮という視点が入っていると、多くの方に共感、賛同をいただけるのかと思ひますので、その辺も検討していただけるといいかなと私も思ひました。

以上です。

教 育 長     ありがとうございます。

教育総務課長     イラストの点については、一度、今の観点から、一回、点検してみたいと思ひます。時間を使って点検させていただきます。

教 育 長     よろしくお願ひいたします。

どうぞ、高野委員。

高 野 委 員     イラストについては、私も1つ。この概要版の「学校における働き方改革」の欄ですが、ここにめざすべき4つの教職員の姿というのがあって、本編には、それぞれのイラストの下にその4つの姿について説明は入っているのですが、これだけを見たときに、4つの姿とはどういうものなのかなというのが分かりませんでした。

この概要版にまとめたときはスペースの関係でこうなっているのかと思うのですが、このイラストを見ただけでは分からないので、この文言とイラスト自体をなくでもいいのかという気もします、その点もあわせてご検討いただきたいというふうに思います。

教育総務課長 承知いたしました。

高野委員 お願いします。

教育長 そのほか。  
どうぞ、松澤委員。

松澤委員 皆さんの意見も分かるのですが、多種多様な方が生活されている中で1つの形を一定描くということ自体がすごく難しくなってきていますので、そこは事務局の方でご検討いただいて、より適切な、皆様に違和感がないような形でやっていただければと思います。

ここまでの段階ではすごくよくできておりますが、先ほど各委員の皆様もおっしゃっていたとおり、区民のご意見というのも、どこまでくみ取っていくかというところは、事務局の方にご検討していただきたいなと思います。

教育長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私の方からなのですが、現状のいたばし学び支援プラン2021の3つの柱の中の「教職員の働き方改革」という言葉が、今回、「学校における働き方改革」に名称が変わっています。

この名称の変更理由についてご説明願いたいなと思います。同時に、これは4つの柱、誰一人取り残さないための居場所づくりということが加えられたことは、まさに生涯学習社会、社会教育というところともつながりますので、非常に重要な要素だなというふうに思っております。

では、教育総務課長お願いします。

教育総務課長 「学校における働き方改革」ということで、「教職員の働き方改革」から変更しております。

言葉の定義のところなのですが、働き方改革の対象はあくまで教員であり、その他事務職員や技能系職員などは対象になりません。文部科学省の資料でも主語は教員とされています。ここで教職員といった場合は学校に勤めている全ての職員が含まれることとなります。

以前から教職員という言葉働き方改革の対象として使用することについて問題意識は持っておりましたが、中央教育審議会の答申の中でも「学校における働き方改革」という表現になっていることもあり、今回変更しました。

平成31年1月25日の中教審の答申で、「学校における働き方改革に関する総合的な方策について」というふうになっていることと、それから、東京都のプランにつきましても、「学校における働き方改革推進プラン」という名称になっておりますので、そちらと合わせるという意味もございまして、この改定のタイミングで変えたこと、そのような事情もございます。

教 育 長 基本的には、教員ということが、教員の働き方改革ということは変わらずにというところで、名称を色々なところにそろえたということによろしいですか。

教育総務課長 そうですね。その辺をそろえたという形です。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。  
どうぞ。

松 澤 委 員 学校と教職員ということの違いというのは、対象とする範囲の違いかと思うのですが、先ほどの色々ジェンダーの問題ですとか、家庭教育の問題もそうだと思うのですが、どこまでを対象としていくかというところが問題で、ある程度の範囲を決める、どこかで線引きをしなければ皆さんが分かりづらくなってしまいますので、もし今まだ定かではないということであれば、事務局の方で、区民の皆様の声聞きながら判断いただくのがいいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

教 育 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

いただいたご意見等を加味しながら、再度、構成をしていく、修正をしていくという形をとらせていただきたいと思いますし、先ほど教育総務課長がおっしゃっていたように、まだでき上がっていないものについては、でき上がり次第、皆様方の方にお送りするという形で示させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

#### ○報告事項

### 3. 板橋区立学校における働き方改革推進プラン（原案）について

（総－3・教育総務課）

教 育 長 では、続きまして、報告3「板橋区立学校における働き方改革推進プラン（原案）について」、教育総務課長から報告願ひます。

教育総務課長 資料は「総－3」の方になります。

板橋区立学校における働き方改革推進プラン（原案）です。

今のお話のとおり、タイトルを現行プランから変更しております。

資料につきましては、別紙1で素案からの主な変更点、それから、別紙2で概

要版となっております。それから、本編を添付しております。

今後のスケジュールにつきましては、学び支援プランと同様です。

庁議報告と議会報告を経て、3月に公開という予定でございます。

働き方改革推進プランにつきましても、素案からの主な変更点について説明をさせていただきます。

別紙1を開いていただきますと原案が出てまいります、ページで言いますと、15/52ページになります。

資料ページですと、5ページのところになります。

このページ、1、前プランの概要と目標の達成状況の欄ですが、(2)のところで、令和3年度におきます数値を空白だったところを追加しております。

その下の(3)の指標1のところのとおりです。令和3年度の数字をお伝えしております。

それから、資料ページで9ページ目をご覧ください。

先ほど追加した令和3年度の数値で、時間外在校時間が10時間を超える教職員については、中学校の場合は、令和2年度から令和3年度の変化で上がってしまっているのですね、7.7%。その関係で、この9ページ目の記述も修正する必要がございます、具体的には、9ページ目の上から2行目の右側の欄ですね。

右側の方で「小学校では」というところ。「小学校では割合が低下傾向にあり、状況の改善が数値として表れていますが、中学校では令和2年度に低下した割合が、令和3年度には令和元年度と同程度の割合となりました」と。これは令和3年度の数値について、比較的繁忙である4月から11月の状況を表記している関係です。

14ページにおいて、「令和元年度と3年度の月当たりの時間外在校時間が8時間を超える教職員の月別推移を比較してグラフを掲載しています」とあり、「同グラフからは中学校の9、10月を除く全期間において、令和3年度の割合が改善していることが分かります」と補足しております。後ほど出てきますグラフのところでもまた説明したいと思います。

次に、13ページ目になります。

上の段の月当たり時間外在校等時間の状況。令和3年度のところを追加しております。①が小学校、②が中学校でございます。4区分でそれぞれ割合を示しております。

次に、24ページ目の、失礼しました、その前に14ページ目ですね、今、13ページを見ておりました。その次のページになりますが、14ページ目の中ほどの(4)につきまして、月別の状況ですが、時間外在校時間、②中学校の方ですね、全体的に下がっているのですが、9月と10月のところは、実線の方、令和3年度の方が破線の元年度よりも高くなっているというところで、通年で見ると分母は膨らむのですけど、その分、割合としては下がるというふうに見込んでおります。この9月、10月のところが高いということで、割合としては令和元年度よりも高くなっております。

それでは、24ページ目にお進みください。

2、目標の設定と基本的な考え方の項目でございます。

(1)のタイトルを「目的達成のための目標」という表題でございましたが、「労働時間の目標(効果指標)」に差し替えております。

また、四角枠の目標の下に、欄外に3行ほど記述がございます。ここを追加しております。

過労死ラインと言われている80時間超えの教職員をゼロにするということを当面の目標として設定しております。

また、その下段の方の(2)ですね。最後の段落です。「また」というところなのですが、「計画期間の定めを行わず」となっていますが、「学び支援プラン2025の計画期間の終期である令和7年度末を1つの節目として、目標達成に向けた取組を進めていく」と追記しております。

その次のページになります。25ページ目です。

3、学校及び教員が担う業務の明確化ということで、このページ1ページ分そっくり追加しております。

(1)は基本的には学校以外が担うべき業務、(2)が学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務、(3)が教員の業務だが、負担軽減が可能な業務ということで、業務について主体が何なのかということを確認すること、それぞれの主体が担っていくことで、教員の負担軽減が考えられるものをこのページに追加しております。

28ページ目でございます。

ここは各重点施策における22の具体的な取組です。一覧になっておりますが、重点施策1の意識改革のところ、取組6「持ち帰り業務ゼロ」に向けた意識改革を新規事業として追加しております。

重点施策2、業務改革のところでは、取組の9、教員の健康の保持・増進の新規事業、こちらについても追加をしております。

また、取組の10「在校時間の分析と活用」につきましては、素案では重点施策1の意識改革の方に入っておりました。タイトルも「在校時間を意識した働き方の実践」となっておりましたが、「在校時間の分析とその活用」に変えて、業務改善の方に移しております。

それから、重点施策3人的体制の整備のところ、ここも取組の5保護者・地域への働き方改革の理解促進でございますが、ここは内容を追加しておりますが、重点施策2のところ、地域人材の活用という業務改革の項目があったのですが、こちらの取組の方に統合しております。

次に、30ページ目になります。

30ページ目の一番下の段ですね。取組5「定時退勤日・最終退勤時間の設定」です。

表のところの取組の目標でございますが、2行目のところ、その時間内での退勤を実行するという文言を追加しております。

また、右側の具体的な取組内容につきましても記述を改めまして、「各学校において定時退勤日を定めます」と。ここまでは一緒なのですが、最終退勤時間の



設定を行い、これと合わせ、各学校が機械警備を連動させる等の取組を実施しますということで、具体的な終業時間といたしますか、退勤せざるを得ないような条件設定をしていくということ。現場の声も踏まえまして、これを取組内容にしております。

続きまして、その次の31ページでございます。

先ほど一覧で見ました取組6を追加しております。

「持ち帰り業務ゼロ」に向けた意識改革です。これが追加となっております。持ち帰り残業が多いという実態が明らかになってはいますが、持ち帰りは行わないというのが基本でございます。

そういう状況を解消するための、様々な取組を進めることで、持ち帰りをしなくていい状況をつくっていくことと。あわせて、持ち帰りはしないという意識改革も行っていくという取組を加えております。

続きまして、35ページ目にお進みください。

追加となりました取組9、教員の健康の保持・増進でございます。

労働安全衛生法に基づき、健康の保持・増進の取組はこれまでも実施しておりますが、これも取組の1つとして、ここに載せております。

それから、取組10です。先ほど見ました在校時間の分析とその活用というタイトルと、具体的な取組内容の②のところを追加しております。

②の記述の後半部分は、分析結果を活用して校務分掌や業務分担の見直しを図るということで、追加をしております。

最後に、38ページになります。

先ほどの地域人材の活用というところをこちらと統合したというお話をしましたが、取組の目標のところですね、最後の「理解・協力を得ていく」という文言を加えております。

それから、具体的な取組内容のところは、「また」以下のところを追加しております。「板橋区コミュニティ・スクール等の仕組みも活用しながら学校運営を地域とともに進めていきます」、ここを追加しております。

主な変更点については以上でございます。

説明は以上です。

教 育 長            ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
松澤委員、どうぞ。

松 澤 委 員        先ほどの学び支援プランの方と同様に、すごく細かいところまで書いていただいている。ただ、これを現場の先生方が実際にどうやってやるかというところに一番大事な問題があると思いますので、そこを、各学校の状況に応じて、どう優先順位をつけて取組むかは各学校の校長先生はじめ、そのようなトップの方が決めていただく。

これを全部やるとなると、また、それは労力がすごくかかってしまいますので、その中のどれから取組むかという順番を各校がうまく選んで、実行して、成果を

上げていけば、かなり効果は高くなるのではないかと思います。

ですが、上から順番にやるとか、全てやろうとした場合に、多分、効果は上がらないのではないかと懸念があります。このプランを各校に伝えていただくときに、各学校の状況とか、先生方の今の勤務状況、大きい学校、小さい学校によって違いが出てくるかと思しますので、そこを踏まえて、順番はどのようなことになるかということは、指導していくというか、アドバイスしていくことが大事かなというふうに思います。

以上です。

教 育 長      ありがとうございます。

そのほか、どうぞ、高野委員。

高 野 委 員      私はこの25ページの学校及び教員が担う業務の明確化という定義が入ったことはとてもよかったと思います。

先生方が忙しいと思いながら、日々、行っている業務内容について、本来は誰が行っていくものなのかということがここに示されています。このとおりに実践することは難しいとは思いますが、これを見ることによって、ご自身の時間の中での優先順位ですとか、ほかに代わってもらえないかとかということが明確になっていくのかと。

誰が担うべきものなのかという、先生方の線引きが曖昧な部分として明示していただいたことはとてもよかったというふうに感じました。

教 育 長      ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私の方から、実はこの調査をするに当たって、先生方の生の声が出てきたものを読ませていただいた中で、1つ取組の中で気になるのが31ページです。

取組6、「持ち帰り業務ゼロ」に向けた意識改革。この意識改革が非常に重要だとは思いますが、アンケートの中で、子育てされているとか、介護があるとか、様々な条件で、持ち帰らざるを得ないという、そういう状況であるというところもあって、一律にゼロにするということに対しては学校現場の先生方の思いと齟齬があるかなという気持ちも、働き方改革の意識改革だとは分かるのですが、それを現実にゼロにしていくということが現実的かどうかというところはどのようなのでしょうかね。

教育総務課長      どうしてもご家庭のご事情とかがある場合は持ち帰らざるを得ないということは、実際には、それはあるのですが、「持ち帰り残業」という概念はなく、労働基準法の労働時間には含まれないとされています。

労災の対象にもなりません。その是非については問題があると思いますが、どのように解決していくかというのは別の角度から検討した方がいいのではないかとってはいるところでは。

教 育 長 取組の目標を指標としてゼロパーセントにするということを掲げてしまうことが、現場の先生方にとってみると、現場のことが分かっていないという、そういう捉えにつながってしまう。せっかくいいものができ上がっていく中で、どうなのかというところを感じています。

教育総務課長 区議会文教児童委員会に報告した際に、委員からいただいたご意見を踏まえて追加した取組ですが、どのような記述にするかは検討いたします。

教 育 長 せっかくいいものができている中で、何かこう厳しいかなと思ったのがこの取組6の指標ですので、よろしくご検討ください。  
長沼委員、いかがでしょうか。

長 沼 委 員 そうですね。教育長がおっしゃるとおり、現場の先生からすると、仕事の中身が一定量あって、それがどうしても時間内に収まらなければ、時間外でやるか、持ち帰るしかないという状況ですから、つまり持ち帰りがゼロに仮になったら、多分、残業が増えていると思うのです。残業が減ったら持ち帰りが増えているという、こういう関係の土壌があるので、もちろん全体の仕事量が徐々に減ってくるという工夫がなされていけば、これがゼロに近づく可能性があります、なかなか厳しいかと思えます。先生方の本音は多分そこにあるのではないかなと思えます。

結局、どっちかでやらなきゃいけない、明日の授業のためには頑張るぞということで努力をされているのが今の先生方の現状ですので、そこをいかにするかということが、まず重要です。

教 育 長 ありがとうございます。  
そのほか、いかがでしょうか。

もう1つ。私は、この今回の取組で本当に感謝したいのが、業務改善モデル校を来年度作られて、そこに事務局のスタッフが入り込んで一緒に、現場の中に入ってモデル事業を、各校に託すだけではなくて、スタッフが入り込んで進めていくという、このスタンスというのは本当に重要なことだと思えますし、学校との信頼関係も深まっていくのではないかなと思っております。ぜひ、それにつながっていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

#### ○報告事項

4. 小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針～小学校と中学校を“つなぐ”～（原案）について

(配一 1・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、続いて、報告 4「小中一貫型学校（施設一体型）の施設整備方針～小学校と中学校を”つなぐ”～（原案）について」、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長 よろしくお願いいたします。

資料は「配一 1」になります。

小中一貫型学校の施設整備方針の原案の報告をさせていただきます。

本方針は、昨年 1 1 月の教育委員会での素案の報告から大きな変更はございません。

素案については、その後、文教児童委員会で幾つかの質問とご意見をいただきまして、こちらで今後の検討等を出してございますが、ほかのものには特に大きく反映した部分はありません。

概要版は 5 ページ、本編は 2 6 ページから成るものでございます。

また、改めての説明となりますが、本方針は、板橋区において、今後、施設一体型である小中一貫型学校を検討する際に学校施設整備の基本的な考え方を示すものでございます。

参考までに文教児童委員会でいただいたご質問と意見ですが、まず、3 つに分けますと、1 つの学校施設に関することでは、校庭や体育館といったスペースの問題。また、学校運営に関しては、特別支援教育ですとか、教職員の体制についてのご意見、ご質問。また、制度につきましては、小中一貫型学校が設置される予定、志村でございますが、その学びのエリア内における取組についてもご意見がございました。

本方針の原案の今後のスケジュールでございますが、1 月 2 5 日の庁議にお諮りしまして、また、2 月 1 7 日の文教児童委員会で原案の報告をする予定でございます。

簡単ですが、説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 ありがとうございます。

#### ○報告事項

#### 5. 板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会の開催報告

(配一 2・学校配置調整担当課)

教 育 長 それでは、報告 5「板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会の開催報告」について、学校配置調整担当課長から報告願います。

よろしくお願ひいたします。

資料は「配－２」となります。

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会の開催について、ご報告いたします。

１の審議会の開催というところをご覧ください。

（１）の検討の背景でございます。

現在、教育委員会事務局では、私どもの担当課では、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づきまして、学校整備の方を進めてございます。

こちらの魅力ある学校づくりプランというのは、現在、前期計画となっておりまして、今後、後期計画であるところの令和８年から令和１７年度の１０年間の計画を作る必要がございます。こちらの、まず、長期計画に着手する必要があるということが１点ございます。

前回の答申といたしますのが、平成２４年３月、およそ１０年前となります。

その間に、皆様ご存じのように、教育環境には様々な変化がございました。

３点ほど、掲載してございます。

その１つといたしましては、板橋区内の一部のエリアで、大規模集合住宅の建設により児童・生徒数の大幅な増加などがございまして、まちづくりの進行により影響を受けているというところでございます。

また、もう１つといたしましては、国の制度等に関するもので、３５人学級編制の実施、小中一貫教育の推進、また、板橋区でのGIGAスクール構想実現に伴う一人一台端末による学び方など、子どもを取り巻く大きな変化に合わせた新たな学習空間づくりが求められております。

また、この１０年間で災害等が多くございましたので、学校に防災機能の強化、地域コミュニティ拠点としての役割などが求められておりますので、機能の増大というところも考えていかなければなりません。このようなところが、検討の背景となっております。

１の（２）です。

検討の内容・目的ですが、このような背景の中、子どもたちのための持続可能な教育環境の整備と学校教育の充実のために、板橋区立学校の適正規模及び適正配置のあり方や「いたばし魅力ある学校づくりプラン」後期計画の策定に向けて、区が今後取るべき方向性の基本的な考え方及び具体的な方策を審議することを目的として審議会を開催いたします。

（３）の委員構成です。

予定でございますが、学識経験者の先生方、区議会議員の方々、区民委員の方々、区職員、区立学校の教職員、合わせて２１名を予定してございます。

開催期間は令和４年４月から令和６年６月、およそ２年間を予定してございます。

スケジュールですが、第１回の審議会は令和４年４月下旬に開催する予定でございます。およそ３カ月に２回の割合で開催したいと考えてございます。

最終的な答申の予定は令和6年6月となっております。

資料2ページ目にお進みください。

2の平成24年3月答申の審議会といたしまして、参考までに、平成24年に答申をいただいた際の答申の提出日ですとか、審議会の経過、こちらもおよそ2年におきまして全13回ということで審議会を開催し、ご審議いただきました。

その際の委員構成は(3)に載せてございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 私の方から1点。スケジュール的なものなのですが、今回はこれだけやったから、今回もこれだけという前例踏襲的なものではなく、スピードというところも念頭に置きながら、審議内容とともに、迅速化というところには十分ご留意いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

学校配置調整担当課長 柔軟に対応したいと思います。承知いたしました。

#### ○報告事項

#### 6. 榛名林間学園のあり方について（最終報告）

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 では、続いて、報告6「榛名林間学園のあり方について（最終報告）」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。

資料「生-1」をご覧ください。

榛名林間学園のあり方について（最終報告）となります。

こちらは、一昨年からこちらの検討を続けてまいりましたが、最終の報告ということで、先に結論を申し上げると、廃止という方向でいきたいと思っております。その検討の経緯について、こちらの資料に基づいてご説明をさせていただきます。

概要版が、冒頭、5ページにわたってございますので、こちらを用いて説明させていただきます。

まず、榛名林間学園の利用をいただいている方のニーズというのを、もう一度、整理させていただきました。

まず、1つ目には、移動教室のニーズ。こちら、榛名林間学園条例第1条では、設置目的を「板橋区立学校の児童・生徒の校外における教育活動の促進並びに区

民の社会教育活動の進展に資する」とされておりました。

今回、区内の小学校長に対してアンケートをさせていただいたところ、代替施設での実施も可能という判断をさせていただきました。

次に、青健キャンプのニーズでございますが、3地区の青健キャンプがこちらで実施されておりましたが、こちらにつきましても、ほかの場所での実施も可能ということで整理をさせていただいたところです。

次に、一般利用の方のニーズですが、榛名林間学園のトップシーズンの部分につきましても、移動教室等で使われていて、一般の方の利用がなかなか難しいところに加えて、移動教室が空いている冬季の期間につきましても、以前、様々にお楽しみいただいていた榛名湖のワカサギ釣りとか、そのようなレジャーの施設も非常に乏しくなっているという実態がございます。

2ページ目で、次に、では、移動教室を代替施設でできないかというところでの整理をさせていただきました。

1つ目、まずは八ヶ岳で実施できないかというところですが、今、中学校の生徒さんにも行っていただいておりますので、距離的なことでいくと、1泊2日であれば無理やり押し込むということもできるのですが、2泊3日ということになると、全ての小学校を受け入れるというのは難しいのですが、一部の小学校が利用要望をされた場合には受け入れるということができるとするのは確認できております。

次に、民間施設等の利用ではどうかということですが、以前、八ヶ岳荘が大規模改修をした際には、八ヶ岳荘に代えて民間の宿泊施設を利用いただくという方法を取りました。

そのときには、宿泊代に補助金を交付するという形で保護者の方の負担を増やすことなく移動教室が実施できたということがございました。

3つ目に、財政負担からの整理をさせていただいております。

財政負担の視点では、施設を存続した場合と廃止した場合と、一時的な経費等を含めて20年間の運営経費を比較させていただいております。

施設を存続する場合には、こちらは築40年以上を経過しておるものですから、大規模な改修工事を実施する必要があります。それ以外にも、色々な各種事前調査ですとか、実施設計等の費用も必要になります。

施設を廃止した場合には、譲渡・売却先がない場合には、原状回復の必要がございますので、取り壊し等の費用と、先ほど説明した民間の施設を使っていく場合の補助金という算定を行っております。

それが(3)の比較表になっております。

存続をした場合には、およそ30億、廃止をした場合には14億ということで、こちらのところで言わせていただくと、廃止をした方が経費的には16億安く済むという算定になっております。

2番目、3ページの下の方ですね。

榛名林間学園のあり方の結論と今後の方向性ということで、検討結果をここで述べさせていただいておりますが、榛名林間学園を今後も存続、運営していくこ

とというのは、色々な視点から非効率であった、財政的な視点から非効率であること。または移動教室に関しては、民間施設を使った実施が可能であること。また、このままやってもなかなか難しいのが医療提供、今回、コロナ禍で、これも非常に大きな問題だとこちらとしては捉えています。

そのようなことを踏まえますと、榛名林間学園は廃止させていただき、ほかの方法により榛名林間学園が提供してきた役割を負担することが妥当というふうに判断をしております。

ただし、今、廃止に向けた準備を行っていくに当たっては、現在の指定管理者の指定期間が令和6年度まででございますので、令和6年度までは運営を継続して、令和7年度に施設を廃止する方向です。

2番目、今後の方向性のところをご説明させていただきます。

新しい移動教室の実施に向けた調整。

令和7年度、廃止をさせていただきますが、子どもたちが移動教室で経験できる、色々な、様々な体験というのを守っていくためにも、こちらの代替実施場所の調査を実施して、同等水準以上の経験ができるような検討は進めてまいりたいと思っております。

もちろん予算措置等についても、関係各部・課と協議を行っていきます。

2つ目、現在の利用者への対応ですが、青健地区委員会や社会教育団体などにつきましては、廃止の影響が最小限になるように対応はしております。

3つ目、廃止後の施設についてですが、こちら土地も群馬県からお借りしているものですので、色々な、施設譲渡・売却の可能性について探りながら、群馬県とも話し合いを行っていく予定です。

最後、まとめでございますが、榛名林間学園は40年以上多くの方に利用していただいた非常に貴重な施設ではございますが、残念ながら廃止せざるを得ないという結論に達したところです。

しかし、「板橋区区立学校の児童及び生徒の校外における教育活動の促進並びに区民の社会教育活動の進展に資する」という思い、このようなものは継続して、当課としてもしっかり考えていきたいというふうに思っております。

5ページ目は、参考として廃止のスケジュール案をつけさせていただきました。以上になります。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
どうぞ、松澤委員。

松 澤 委 員      私も行ったことがありまして、非常に残念な結果なのですが、時代としては仕方ないかなとは思っています。

幾つかお願いがありまして、まず、1点目が施設についてなのですが、今、空き家問題だとか、過疎化の問題とかもそうですが、特に那須塩原の辺りなんか廃墟になっているといった問題もあるので、その辺の対応はぜひお願いしたいなと思います。また、5年生が行かれていますので、初めての子どもたちだけで行く



宿泊行事ですし、とても思い出に残るところでもありますので、そのようなところから、目的地というところの選び方をお願いしたいと思います。各学校さんがずっと長くそこに、同じところに行けるようなものを推進して進めていただければありがたいというのが2点目。

もう1点は、今までお世話になった群馬県さんに、恩を返す、じゃないですが、群馬県にも、色々、施設等、いいところがあるかと思いますので、何か、同じような場所を探していただいて、同じ地域でやっていただくと板橋区との関係をまた保てるのではないかというふうに思いまして、できればその辺をお願いしたいと思います。

最後の1つなのですが、保護者の皆さんも、今まで行った地域の方たちも、色々、ご意見はあると思いますが、令和4年、5年、6年はやっていただけるということなので、最後に3年間、楽しんで行っていただきたいというふうには思います。

生涯学習課長 では、1つ目のところ。空き家問題、確かに最近、色々な温泉地の廃墟の問題、荒らされている問題というのは私も注目しております。

こちらについては、3つ目の質問と同じですが、群馬県さんに大変お世話になったところで、恩を仇で返すようなことがないように、しっかり群馬県さんと話をして、移動教室の場所としては、カビなどが生えていて、なかなか難しい部分もありますが、体育館等、非常にきれいで、ニーズもあるかもしれませんので、その辺りも含めて、しっかり群馬県さんと話をしていきたいなと思っております。

5年生が、初めての外泊というか、親から離れての宿泊体験というところで、その辺り、しっかりどのようなところを大事にしていくかという部分につきましては、指導室を含めて、各学校の先生方と対話を重ねて、何より子どもたちを第一に考えていきたいなというふうに思っています。

3年間、あと楽しんでいってほしい。それはもう、本当にまさにこちらも思うところで、現地のスタッフも非常に残念がっていて、ただ、本当に子どもたちが来ることを楽しみにスタッフもやっていただいているような現状ですので、その辺りはきっちり最後まで子どもたちに安全に楽しんでいただける施設にするように、こちらとしては日々連絡をとってきたいなというふうに思っています。

教 育 長 よろしいでしょうか。  
高野委員、どうぞ。

高 野 委 員 私も榛名に実際に行かせていただいたのですが、湿気とカビと、夏に行っても、湿気で肌寒く感じるほどでしたので、今回の決定は仕方ないかなというふうに思っています。

アンケートを見させていただいた中で、小学校の校長先生方から、榛名の運営に対しては絶大な信頼があつて、本当に今まで長い間、榛名の皆様にはよくしていただいたなということを感じています。

今度、八ヶ岳に変えるということになると、八ヶ岳は、今、中学生が利用している場合もありますし、青健で榛名へ行く地区が少ないというのは、子どもたちが5年生でみんな榛名に行くので、八ヶ岳を選んでいているというような話も聞いています。今後、榛名の代わりに八ヶ岳ということになると、学校だけではなくて、青健での利用なども含めてよく検討していただきたいなというふうに思います。

社会教育施設を教育委員会が管理していくということが、八ヶ岳の改築のときにすごく難しいことだなというふうに感じました。

新たに代替の施設を探すのか、それとも、補助をして、日光のように、学校で選んでもらうのかという点も、しっかりと皆さんのご意見を聞いて進めていっていただきたいなと思いました。

生涯学習課長      ありがとうございます。

教 育 長      ありがとうございました。  
                  そのほか、いかがでしょうか。  
                  よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長      この件については、5年生の宿泊行事もそうですが、全般的に宿泊行事、小中の宿泊行事、野外体験活動も含めた、そのようなところの見直しも、指導室とうまく連携しながら進めていただければなというふうに思います。  
                  よろしく願いいたします。

#### ○報告事項

#### 7. 教育科学館の今後のあり方の検討について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長      では、続いて、報告7「教育科学館の今後のあり方の検討について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長      お願いいたします。

                  資料「生－2」をご覧ください。

                  教育科学館は、昭和63年の開設以来、板橋区の科学教育の中心施設として、小・中学校移動教室などの学校教育でも活用され、また、プラネタリウムを始めとした各種事業を提供して、一般区民の方にも大変親しまれている施設でございます。

                  ただ、今回、いたばしNo. 1実現プラン経営革新計画においても、あり方の検討の対象となっております。令和4年度に結論を出すということになっております。

                  色々な時代の変化もございますので、そのような状況を踏まえて、教育科学館

の今後のあり方を検討していくというご報告になります。

2番、教育科学館の現在の現状でございますが、先日報告したとおり、指定管理者制度を平成19年度から導入しておりますが、来年度からはCTC共同事業体というところに指定管理事業者が変わります。

2ページ目に行きまして、施設の概要は、こちら昭和63年9月開設というところ です。

来館者数につきましては、平成30年度に過去最高の22万人を超える来場者を記録しておりますが、残念ながら、令和2年度はコロナウイルスの影響を大きく受けて、こちらの来館者数になっております。

(5) 事業内容ですが、改めて確認しますと、区立小中学校移動教室の受け入れに関する事、科学に関する資料及び装置の展示公開、各種科学事業の実施に関する事、プラネタリウム等による天文知識の普及啓発に関する事、その他、設備保守管理、清掃業務、教育委員会が必要と認める事、指定管理者自主事業となっております。

3番、主な課題ですが、昭和63年開設以降、様々な各種事業を実施しておりますが、近年の区政を取り巻く社会情勢や周辺立地の環境が大きく変化しております。それに合わせて、築34年による経年劣化ですとか、先日、火災騒ぎもございましたが、プラネタリウムの機器も25年を超過しております。

そのようなことを踏まえて、施設整備も含めた教育科学館の検討を行っていきます。

4番目の検討の方向性ですが、1つ目、時代の変化に応じた事業の提供について。今回、指定管理者を募集する際にも、GIGAスクール構想や、STEM教育、あとは近くにある中央図書館との連携というのをテーマにして募集をさせていただいていましたが、このような超スマート社会に向けた事業の内容の検討を行っていきたいというふうに考えております。

特にこれからICT活用スキルを向上させる事業も含めていき、人生を豊かにするきっかけになるような学びというのをこちらの事業に含めていきたいと考えております。

(2) 周辺エリアのにぎわい創出、地域や企業との連携についてですが、先ほども申し上げたとおり、この教育科学館の近くには新たに建設されました中央図書館がございます。平和公園も含めて、区の学びに有用な施設が多く並んでおりますので、こちら連携を強化いたしまして、教育的な相乗効果を生み出し、区の定住化促進に寄与するようなあり方を検討していきたいと考えております。

5番のところ、今後の予定でございます。

令和4年度から新たな指定管理者が始まりますが、その年にはこの教育科学館のあり方について検討結果を出しまして、指定期間が5年目に、令和8年度に終了いたしますので、その後にアクションができるような想定をしております。

説明は以上です。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、令和4年度ということですか。令和4年度で方向性を決めるということ。よろしくお願ひいたします。

○報告事項

9. スマートスクールプロジェクトの更新について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 では、最後ですが、報告9「スマートスクールプロジェクトの更新について」、教育支援センター所長から報告願ひます。

教育支援センター所長 ご報告いたします。資料「支-1」をご覧ください。

板橋区スマートスクールプロジェクトの更新についてご報告いたします。

もともとこの板橋区スマートスクールプロジェクトにつきましては、GIGAスクール構想の推進に伴いまして、令和2年12月に策定したものでございまして、機器の整備からその活用に重点が移ってきている状況を捉えまして、今般、プロジェクト作業に取り組んでまいりました。

方針の素案につきましては、昨年10月29日の教育委員会でご報告をさせていただいたところでございます。

10月29日の教育委員会でのご報告を、区議会第四回定例会の文教児童委員会等でもご報告をさせていただきまして、各方面から意見を頂戴しています。

頂戴したご意見も踏まえまして、最終的に別紙のとおり方針を実施することといたしたいので、ご報告をさせていただきます。

主な変更箇所につきましては、かがみ文の項番の(1)から(6)まで記載してございますとおりでございますが、若干、補足をご説明させていただきたいと思ひます。

表紙から3枚ほどめくっていただきますと、「一人一台パソコンを活用した学習が本格スタート!～学びが変わる～」ということで、まず、指針の冒頭で、GIGAスクール構想の推進によって児童・生徒の学びや授業のあり方がどう変わっていくのかということについて、明確にお示しすることといたしました。

次に、本編の5ページをご覧くださいと思ひます。

中段の点線の囲み書きの中でございますが、端末を使用することによる児童・生徒の健康面への影響。特に目の健康への配慮について追記をしております。

次に、本編の22ページをご覧くださいと思ひます。

上から2段目の「また」からの記載でございますが、端末を持ち帰ることにより児童・生徒に過度な負担を与えないよう、学習用具の持ち帰りについての考え方を記載してございます。

次に、本編の77ページをご覧くださいと思ひます。

中段の6、児童・生徒の学びを保障するという内容でございまして、こちらは素案の段階ではコロナ不安で登校できない児童・生徒に対する学びの保証という視点になってございましたが、学校に登校できない児童・生徒は必ずしもコロナ不安だけではなくて、不登校やけが、病気、ご家庭、様々なご事情を抱えているということで、そのような児童・生徒の学びもきちんと保証していくという内容に修正をしております。

次に、本編78ページから82ページにかけまして、こちらは「第5部、これから」という章になってございますが、Society 5.0の本質的な考え方、また、Society 5.0が各教育段階にどう関わっていくのか、また、AIとの関わりの説明について内容を充実させてございます。

また、83ページ、それから85ページにかけましては、学校と家庭の間のデジタル化について、現在の対応状況をお示しする内容を追加いたしました。

以上のような内容で、最終的なスマートスクールプロジェクトの方針を図りたいと考えてございます。

GIGAスクール構想の推進を含みます教育ICTをめぐる環境につきましては、コロナ禍も相まって、めまぐるしく変化しているところでございます。

本方針につきましても、そのような情勢変化を確実に捉えて、今後も機動的に改定を行ってまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等ございましたらご発言ください。

私の方から、実はICT支援員、本編37ページには、ICT支援員の役割というところで、「教員がICT機器を効果的に活用した授業を行えるよう、また、児童・生徒がICTを活用した学習への興味を持てるよう」という、つまり教員のためだけでなく、子どもたちのためにというところが非常に私は意義が大きいなと思います。

大規模校は1カ月当たり8回来るわけですね。普通の学校でも4回。そして支援内容のところは、ここにも当然のように、児童・生徒への支援みたいところで置くとする、例えば中学校は、部活にこのような支援員をうまくはめ込むとか、小学校も興味のある子どもたちを集めてその支援員に放課後とかということも十分可能なのかと思います。その辺も活用できるということを学校側に伝えることで、学校側も工夫を凝らせます。

学校は、ICT支援員は教員のためだとか、学校のためだとか、子どもにも活用できるといったところで工夫が見られるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の周知をお願いしたいなと思っています。

それから、21ページのところに、今おっしゃっていただいたように持ち帰りに関しては、一応、区民、保護者の方から、重いというところで色々出ているのですが、その裏返しとしては、家庭での活用状況というのが1つ関わってくると思います。

単に持ち帰ってくるだけであれば、保護者は何のために持ち帰ってくるのかと

なってしまうと思いますが、家庭学習のツールとして、例えばドリルパークがあるわけなので、今まで学校は、どちらかという私費でドリルを買って、計算ドリル、漢字ドリルを勉強していましたが、それに代替できるドリルパークなのだというところの活用を学校側も進めないと、その家庭学習としてのツールとしての役割を果たすことができないと思います。

確かに持ち帰りをするために、置き勉と言われているような、必要ない物は学校に置いておくということもあるのですが、違う見方として、家庭学習として子どもたちがこの端末をたくさん活用することで、その意味合いというのが変わってくると思うので、この辺は指導室の内容だと思うのですが、ぜひ、その辺りもご検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長      これからも更新を繰り返す形になると思いますが、よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前      11時   40分   閉会